



# 介護保険 住宅改修費支給



## 要介護状態区分にかかわらず上限額は20万円

在宅での生活に支障がないよう、手すりの取付けや段差解消のためのスロープ設置など小規模な住宅改修を行った場合に、かかった費用の保険給付分（9割・8割・7割のいずれか）を払い戻します。

対象となる住宅改修

- ① 手すりの取付け      ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え      ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる工事

＜新築・増築の場合は、住宅改修費支給の対象になりません。＞

※必ず工事着工前に三条市に申請をお願いします。事前申請を行わずに着工した場合は、支給の対象になりません。

※住宅改修を行う場合は、あらかじめ介護支援専門員（ケアマネジャー）又は三条市に相談してください。

※事前申請時から工事内容が変わる場合は（見積金額が大幅に変わる変更、事前申請時と同一の図面、写真内で工事前後の様子が確認できない変更）

※2人以上が、同じ家の中で同時に住宅改修工事を行う場合は、それぞれの上限額の範囲内で支給を受けられます。ただし、この場合はそれぞれの方に有意な範囲を特定し、工事内容が重複しないように申請します。

例 各自専用の居室の床材変更を行う場合 → 各自の居室について申請が可能です。  
共用の居室の床材変更を行う場合 → いずれか一方のみが申請を行います。

### ◆申請に必要なもの

#### ①事前申請

- \* 支給申請書    \* 見積書      \* 住宅改修の予定の状態が確認できる書類(図面、写真など)
- \* 介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書
- \* 改修する住宅の所有者が被保険者本人又は同居する家族でない場合は、所有者の承諾書

#### ②工事完了後

- \* 支給申請書    \* 印鑑      \* 住宅改修に要した費用の領収書（被保険者名）
- \* 工事費内訳書（工事を行った場所、内容等を明記し、材料費・施工費・諸経費等のほか介護保険住宅改修の対象外の工事が含まれる場合はそれらを適切に区分したもの。）
- \* 完成前・後の状態が確認できる書類（完成前・後それぞれの撮影日の確認できる写真）

### ◆申請・問合せ先

- \* 三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係    TEL 0256 (34) 5476 (直通)
- \* 栄サービスセンター 総合窓口グループ      TEL 0256 (45) 1110
- \* 下田サービスセンター総合窓口グループ    TEL 0256 (46) 5906